



事務連

平成26年7月2日

各政令市保健所長
各健康福祉事務所長
病院局企画課長

様

健康福祉部健康局医務課長

診療放射線技師法等の一部改正の施行について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、下記団体の長には、別途通知済みであることを申し添えます。

記

兵庫県医師会
兵庫県歯科医師会
兵庫県病院協会
兵庫県民間病院協会
兵庫県精神科院協会
兵庫県放射線技師会